

## 大連市の水資源管理政策の環境社会学的考察——その (2)

佐藤 寛\*

1. はじめに
    - (1) 問題関心
    - (2) 議論の前提として
  2. 大連市の水資源管理政策：ふたつの条例の紹介
    - (1) 「大連市水資源管理条例」について（以上は、前号）
    - (2) 「大連都市給水用水管理条例」について（以下は、本号）
  3. 環境社会学的問題軸：水資源管理政策に関する中国地方当局の対応を「よそ者論」からみる
    - (1) 「よそ者論」とは何か
    - (2) 「地方人民法」（大連水資源管理・用水管理条例）全体に見られる問題
- 結論—「問題」の解決と「よそ者論」：特殊にどう立ち向かうか
- 3
- (2) 「大連都市給水用水管理条例」について  
本条例は、1995年6月29日に遼寧省大連市第十一会人民代表大会常務委員会の第十九回会議で可決されたものである。そして、1995年7月28日に遼寧省第八回人民代表大会常務委員会第十五回会議で許可され、1995年8月15日に公布、1995年10月1日より施行されたものである。まず、前回と同様に本条例の邦語訳を行う。

---

\*本学社会システム研究所教授  
中国：大連外国語学院客員教授

## 大連市都市給水用水管理条例

## 目 録

第一章	総則	7 条
第二章	都市給水水源	5 条
第三章	都市給水工程と施設	9 条
第四章	都市給水経営とサービス	6 条
第五章	都市用水	11 条
第六章	法律責任	6 条
第七章	附則	4 条

## 第一章 総則

第一条 都市給水管理を強化し、市民生活と経済建設の需要を確保するため、「中華人民共和国水法」、国務院「都市給水条例」、国務院建設部により制定された「都市節約用水管理規定」等の法律ならびに規則により本市の実情に則して本条例を制定する。

第二条 本条例が定める都市給水とは、本市住民への計画的な用水とその節約等をいう。

第三条 大連市の管轄内においては、都市給水に従事する部門ならびに個人と都市給水を使用する企業、団体、個人は当条例を遵守しなければならない。

第四条 都市給水の業務は、効率的に水源を開発し、計画的な用水とその節約を原則として行う。

第五条 都市給水は、専ら都市の国民経済と社会発展計画に合致し、国民経済に協調して発展させる。

第六条 大連市公用事業管理局は大連市人民政府都市給水の行政管理部門で以下の業務に責任を有する。

- (一) 都市給水用水に関する法律と規則を、責任を持って実施すること；
- (二) 関係部門とともに都市給水用水の計画と給水、用水の節約に関する計画を立て、市人民政府計画主管部門に審査を求め、許可を得た後に、当該計画に責任を持って実施する；
- (三) 都市給水、用水を節約する工程の審査、論証（?）、実施、検収などに立ち入る；
- (四) 関係部門とともに工業用水量の水均衡の測定を行い、計画的な基本用水を検査し、並びに、都市用水の節約業務を監督、監査、指導を行う；
- (五) 都市給水用水の新しい技術開発、利用、拡大業務を進める；
- (六) 都市計画区の地下水の開発・利用・保護業務を総合的に管理すること；
- (七) 都市給水企業の許可証審査業務と再給水部門の「給水合格証」を発行する、審査検証、再検査に責任を有する；
- (八) 規則に違反する都市給水用水部門と個人に対して調査を行うことに責任を有する；

(九) 都市給水用水の総合的な総計業務に責任を有する。大連市公用事業管理局に属する大連市都市給水管理所は中山区、西崗区、沙河口区、甘井子区、旅順口区、金州区の給水用水管理業務を具体的(?)に指導する。他の県(市)人民政府と大連経済技術開発区と金石タン国家旅行区管理委員会の都市給水用水管理部門が、当地域都市給水用水管理を担当し、並びに、業務上では大連市公用事業管理局の指導下で仕事を運営する。市と県(市)人民政府の関係部門は職責により業務を分担し、都市供水行政主管部門に合わせて都市給水用水は管理を施す。都市用水の節約の業務上で同級の給水管理部門の指導を受ける。

第七条 都市給水用水の仕事の中で、良好な業績を収める部門と個人に、都市給水管理部門は表彰と奨励を行う。

## 第二章 都市給水水源

第八条 都市給水の水源は主に地表水と地下水をいう。

各人民政府の環境保護、水利及び都市給水管理部門は、都市給水水源の保護と管理を強化しなければならない。国家規定に基づき都市飲用水源の保護区を設定する。

第九条 都市企画区の地下水を使用する企業並びに集団及び個人は、必ず都市給水用水管理部門の審査、許可を得て許可書を発給され、事後に給水管理部門で審査許可を受け取水許可証を受ける。その内、直接地下水を生活飲用水にする場合は、国家の規定に基づき、衛生行政管理部門での許可手続きを取る。

第十条 都市地下水を取水する企業、集団と個人が國務院と遼寧省人民政府の規定に基づき水資源料を納める。

第十一条 都市内では地下水の取水工事と地下水調査を行う企業は、地下水の層を保護する措置を取り、都市地下水の破壊と汚染を防止しなければならない。

第十二条 飲用水の水源保護区の内では、水質を汚染する一切の行為を禁止する。

## 第三章 都市給水工程と施設

第十三条 都市給水工程建設は、都市給水発展の企画及びその年度建設計画に基づいて行わなければならない。都市給水工程の設計、施工を行う企業は、必ず国家規定に基づき給水工程の設計、施工を行う資格証書を取得し、都市給水管理部門に登録を行う。

第十四条 全ての企業は無許可で給水工程を譲渡してはならない、譲渡する必要がある場合は、都市供水用水管理部門に申請し、許可を受けた後に、規定に基づき譲渡手続きを行う。

第十五条 都市の新築、改築、増築等の工程項目で用水量を増加する必要がある場合には、その工程項目の総予算に給水の建設投資を含めなければならない。公共給水量を増加する必要がある場合には、その工程建設投資を都市給水管理部門に提出し、統一して都市給水工程建設に着手する。

第十六条 都市の新築、改築、増築等の再給水工程を行う場合は、当該企業は再給水施設の建設について、必ず都市給水管理部門に申請書を提出しなければならない。工程の終了後、都市給水用水管理部門は衛生等の部門を組織して建築検査を行い、合格したものには合格証書を交付して給水する。

第十七条 都市水道給水企業と自ら建設した施設を持つ給水企業は、その管理下の都市給水の専有ダム、引水堀、取水口ポンプスタンド、井戸群、輪（配）水管ネット、家の水使用のメーター、浄（配）水工場、公用水スタンド等の施設で常時点検し、安全な運用を確保する。

第十八条 都市の給水施設の所有権は以下の規定により区分される。

(一) 都市公共給水を使用する企業と住民は、水量計、井戸水量計を所有する。監視施設は、都市水道給水企業に属する。監視施設以外の施設は用水者あるいは不動産所有者に属する。

(二) 都市公共給水を使用し、且つ、地下水のメーターを所有しない住民は、建物の外壁から1.5メートル外の給水施設及び用水者の室内に据え付けてある水量計については、これを都市水道給水企業が所有する。1.5メートル内の給水施設は、不動産所有者に属する。

(三) 用水者自身で建てた給水施設は、用水先に属する。

第十九条 都市給水施設の修理補修、管理は、政府直接管理の不動産を除き、不動産所有者に属する。政府直接管理の不動産の給水施設は、都市給水管理部門により統一的に検査、修理を行う。修理費用は、財政部門より都市修理保護費用として年度毎に都市給水部門に支給される。不動産所有者が自ら給水施設を修理保護、管理する場合には、給水部門の監督、検査を受けなければならない。不動産所有者が給水管理部門に修理、管理を委託する場合に、給水管理部門は有償で業務を行う。

第二十条 用水企業は、都市公共給水管道と関連する戸外管道及びその附属施設を自ら建設する場合に、必ず都市水道給水企業の検収、合格を経て、並びに、統一的な管理を受けた後に使用できる。

第二十一条 許可無しに建設した建物には給水網を都市公共給水管網に繋げることを禁止する。特別な理由により繋げる必要がある場合には、必ず都市水道給水企業に報告し、都市給水管理部門から許可を得てから、管道の接続個所で必要な安全措置を取る。

#### 第四章 都市供水経営とサービス

第二十二条 都市給水用水管理部門は、規定に基づく都市上水給水企業とその企業が自ら建設した施設の給水企業の資格審査を行う。都市上水給水企業とその企業が自ら建設した施設の対外給水企業は、必ず規定に基づき「都市給水企業資格証書」を取得し、並びに、工商行政管理部門に登録された後、都市給水を経営することができる。

第二十三条 都市上水給水企業とその企業が自ら建設した施設の対外給水企業と再給水部門は、健全な水質検査・測定制度を定める。もし、規定に基づき都市給水に検水測量

を行う能力がない場合は、必ず国家の承認を受けた水質検水測量部門に委託して定期的に検水測量をさせ、都市給水水質を国家规定の水準に適合するよう確保する。

第二十四条 都市上水給水企業とその企業が自ら建設した施設の対外給水企業と再給水部門は、国家の関係規定に基づいて、管導網水圧を測る個所を設置し、水圧を観察、測量し、都市給水管網の水圧を国家に規定された水準に適合するよう確保する。都市公共給水管道に直接にポンプを据えて取水することを禁止する。

第二十五条 都市上水給水企業とその企業が自ら建設した施設の対外給水企業と再給水部門は、理由なしに給水を断水してはならない。工程の施行、設備の修理等の原因で給水を断水する必要がある場合には、必ず都市給水用水管理部門の許可を得て、24時間前に用水者に通知し、可急速やかに正常な給水を回復させなければならない。天災あるいは突然の事故で可急に通報できない場合には、修理と同時に用水者に通知しなければならない。用水を断水できない企業は、自から貯水施設を用意しなければならない。

第二十六条 都市給水の料金は、生活用水の利用を困難にしない範囲のものにし、生産と経営の観点から合理的に価格を計算し、特別な業務には特別な水の料金でもって、総合的に勘案して決定される。都市給水の価格は、物価部門と都市給水行政主管部門により、国家と省の関係規定に依拠して申請され、許可を得る。

第二十七条 都市給水部門は定期に水の監視を行い、その数字を把握して正確な測定を行わなければならない。

## 第五章 都市用水

第二十八条 都市の生活、生産及び他の各項建設用水計画において用水の節約を実行する。新しく増加するする用水に総量コントロールを実行し、水量を多く消費する建設項目を厳しく制限する。都市用水の総需要が供給能力を超える時、都市住民の用水を確保するために、県の上部機関である人民政府の承認を経てから、都市給水用水管理部門は、各用水先に対して用水制限の措置を行うことを実施する。

第二十九条 都市行政主管部門は、水資源の統合計画と大連市の水の長期的な受給計画に従って、都市の各業別の年度用水計画を編制して、それを市人民政府計画主管部門の許可を得て行い、および、毎月検査を行う。

第三十条 計画的な用水量を超える者は、毎月必ず計画的な用水量を超える額の水道料金を納める：

計画的な用水量を 10% 以下（本数を含み、以下同様）を超える場合は、一倍増価；

計画的な用水量を 10% 以上（本数を含まず、以下同様）から 20% 以下を超える場合は、二倍増価；

計画的な用水量を 20% 以上から 30% 以下を超える場合は、三倍増価；

計画的な用水量を 30% 以上から 40% 以下を超える場合は、四倍増価；

計画的な用水量を 40% 以上を超える場合は、五倍増価；

計画的な用水量を超える分の水道料金が必ず規定の期限内に納められない場合には、都市給水用水管理部門が期限内で納めることを命令し、並びに、日毎に計画的な用水量を千分の五を超える滞納金を増収する。

第三十一条 用水機関は合理的な用水分析を行い、多量に用水を使用する機関は水量のバランステストを行う。浪費の現状を発見したら、必ず期限内に整えて改進する。

第三十二条 用水機関と個人は用水を必ず節約しなければならない。用水機関は機構或は個人を指定して具体的に用水の節約という業務を担当し、並びに、用水の節約の措置を技術的に改造を行う計画を立て、必ず水を絶えず繰返し利用する比率・汚水処理後の再利用量・海水の利用量を高めなければならない。工業企業計画的な用水指標・用水の再利用率・冷却水の循環利用率等、市経委という部門が資源試験・指標管理を行う。

第三十三条 用水機関と個人は国家規定の用水の節約型器具と設備を使用しなければならない。国家が命令していない用水設備及び器具の使用を禁止する。新築された住民の住宅は用水の節約型器具を設置しなければならない。既存の住宅において、節約型器具を使用していない住宅は、期限を設けて器具を設置しなければならない。

第三十四条 都市の新築・改築・増築、増築の工程項目には、必ずその工程項目に似合う用水の節約の施設（中水施設を含み）を設置し、並びに、主体工程と同時に設計・施工・使用をする；工程竣工後、建設先が都市給水管理部門に報告して検査を受けなければならない。

第三十五条 用水機関は必ず用水節約の施設の正常的な運行を保持し、故障が起きた場合には、期限内に改修しなければならない。

会社及び個人は勝手に用水の節約の施設を外してはいけない；外す必要が生じる場合は、給水用水管理部門の許可を得なければならない。

第三十六条 都市用水の水監視により計量する。各用水機関は必ず規定により水監視を設置する。計量する水監視を完備して保持する。

第三十七条 業者及び個人は都市給水用水管理部門の許可を得ないで、用水性質を変えてはならない、そして、都市用水を盗用・転換することを禁止する。

許可を経てない場合は、都市公共給水を利用して水田や園林等の灌漑・車輛洗い・機具・施工等に使用することができない。

第三十八条 用水機関は用水総計を積極的に行い、並びに、規定により都市給水用水管理部門と当用水機関の行政主管部門に用水総計レポート表を提出する。

## 第六章 法律上の責任

第三十九条 当条例の規定に違反する場合、都市給水用水管理部門は以下の規定により行政処罰を与える：

(一) 当条例第九条の規定の違反において、都市給水用水管理部門の審査・同意を得ない

で地下水を取水した場合には、施工と取水を直ちに停止することを命令し、期限内に手続きを補う；

- (二) 当条例第十一条の規定の違反において、期限付きで業務停止を命令し、並びに、10,000 元以上又は 20,000 元以下の罰金とする；
- (三) 当条例第十二条の規定の違反において、直ちに侵害行為の停止を命令し、5,000 元以上又は 10,000 以下の罰金とする；
- (四) 当条例第十三条の規定の違反において、無資格証書或は資格証書に規定される経営範囲を超える場合及びに都市給水工程の設計と施工を行う場合には、5,000 元以上又は 20,000 元以下の罰金とする；
- (五) 当条例第十四条の規定の違反において、期限付きで改めて手続申請を命令し、それに 10,000 元以上又は 20,000 元以下の罰金をする；
- (六) 当条例第十五条の規定の違反において、規定により都市水資源の投資費用を納めていない場合には期限付きで改めて手続き申請を命令し、それに 5,000 元以上又は 30,000 元以下の罰金とする；
- (七) 当条例第十六条の規定の違反において、許可なしに都市再給水施設を建設する場合には、期限付きで改めて手続き申請を命令し、それに 10,000 元以上又は 30,000 元以下の罰金とする；
- (八) 当条例第十七条の規定の違反において、都市供水部門或いは所有権の所有者は期限内に検査、修理を行わないで、安全的に運行せずに水の浪費を行う場合は、損失した用水を賠償することを命令する他に、損失した用水代の 50 倍の罰金を科する；
- (九) 当条例第二十一条の規定の違反において、許可なしに自己で建設した施設の管ネットシステムを都市公共管ネットに接続した場合には、期限付きで改正を命令し、それに 10,000 元以上 20,000 元以下の罰金とする。
- (十) 当条例第二十二条、第二十七条、第三十三条、第三十四条、第三十七条第一項目の規定の中の一つを違反とすれば、期限付きで改正を命令し、それに 5,000 元以下の罰金とする。
- (十一) 当条例第二十三条或いは第二十四条規定に違反して、水質の検査測量と水圧の観測を行わない場合には、期限付きで改正を命令し、並びに、1,000 元以上又は 5,000 元以下の罰金をする。
- (十二) 当条例第二十五条第一項規定に違反した場合、責任者に直接行政処分を与え、それに、会社に 3,000 元以上又は 5,000 元以下の処罰とする。当条例に違反した場合、当条例の前項規定により行政処罰を実施する他、都市給水用水管理部門は用水機関の計画的な用水指標を削減し、或いは、市、県（市）人民政府に報告し、ある時間内に用水機関に対して給水を停止する。

第四十条 当条例に違反して、水利、環境保護、不動産所有権、物価、衛生、財政、土地企画、都市建設等の部門の処罰権限に及ぶ場合には、それらの部門は国家法律、法規規定により処罰をする。

第四十一条 当条例に違反した場合、或いは都市給水用水管理部門と他の管理部門の役員が法により公務を執行するのを阻害され、治安管理规定を犯される場合には、公安機関が「中華人民共和国治安管理処罰条例」に基づき処罰を与える。犯罪になる場合は、司法機関は法により、その刑事責任を追究する。

第四十二条 行政処罰を実施するのは、処罰決定書を提出しなければならない。罰金処罰を実施する財政部門は統一に制定した罰金手形を使用する。罰金を全部同級の財政部門に納める。

第四十三条 当事者が行政処罰に納得できない場合は、処罰通知書を受けた日から十五日以内に処罰決定を出し、上位機関に対して論議の申請することができる；一回目の論議で納得できない場合には、一回目の論議後に通知書を受けた日から十五日以内に人民法廷に起訴することができる。また、当事者も処罰通知書を受けた日から十五日間以内に直接人民法廷に起訴しないし処罰決定も無視する場合には、処罰決定を作る機関から人民法廷に執行を申請する。

第四十四条 都市給水管理部門あるいは他の関係部門の担当者が無責任、権利濫用等の行為のある場合には、その担当者の勤め先あるいは上位主管部門機関は行政処分を与える。犯罪になる場合は、司法機関は法により刑事責任を追究する。

## 第七章 附側

第四十五条 大連市人民政府は当条例に甚き、個々の管理方法を制定する。

第四十六条 都市給水道ネットおよびその附属施設の管理は、「大連市城市市政公用基礎施設管理条例」に基づき執行する。

第四十七条 大連市人民政府は当条例を応用する場合に、問題発生時解釈に責任を持つ。

第四十八条 当条例は1995年10月1日より施行。

### 3. 環境社会学的問題軸：水資源管理政策に関する中国地方当局の対応を「よそ者論」からみる

#### (1) 「よそ者論」とは何か：その内容と課題

このふたつの条例を邦語訳して終了することは、環境社会学研究の視点からは何の成果も得ることにはならない。実際にこの小論もこれが目的ではない。このふたつの条例に対して、環境社会学の視点からはどのような問題を持つことができるかを考えるのが、その目的である。なお、著者は、この論文を中国大連市にある大連外国語大学での教育・研究に携わる中で書いている。この環境のもつ機会を積極的にとらえ、自由な考え方で論文を作成することを心かけているつもりであることをことわっておきたい。

問題は、数多く想定できるであろう。筆者は、これらの中で環境保全政策をめぐる問題、特に、法政策についての外国の対応について外国人研究者の研究姿勢やその方法について検討することにしたい。特に、一外国人の環境社会学者の視点とすることを強調してこの問題を検討したい。この研究の具体的対象になるのが本条例に係る中国の「中央政府・地方政府・共産党」という固有の「重層構造」下での環境保全政策である。

この強調の意味について簡単に説明しておきたい。まず、環境保全政策をめぐる中央政府・地方政府・共産党との関係は、どのような問題かということである<sup>1)</sup>。環境保全政策問題を考える場合、現在では、国際的スケールで考えなくてはならないのが当たり前である。このスケールで考える場合、その中心的主体は、国家である。そして、国家は、国内において国際的な環境保全政策を実現する国際的な責任を持っている。もちろん、この義務は国際法的に十分なものではないことは

明らかである。しかし、その義務は近年より強いものになっているといわれている。したがって、いずれの国家もこの責任を果たすために、自国内での環境保全規制を確実に実行しなければならないようになってきている<sup>2)</sup>。この際に生じる問題が、環境保全規制に関する中国の中央政府・地方政府・共産党との関係“三極構造”“よそ者”による研究にどのような問題を提起するかである<sup>3)</sup>。

次に、この問題を“よそ者論”の視点を強調して検討する意味について説明しておきたい。環境保全問題は、普遍的な問題だとしても、そのあり方には、それぞれの国家によって特性がある。また、その対処もそれぞれの国家で特性がある。しかし、他方で、環境問題は、そのあり方も対処も普遍的な性質をもっている。国内問題としての環境保全政策は、同時に、普遍的な性質や対処を必要としている問題なのである。環境保全政策は、国境を越えた普遍的な問題になっている<sup>4)</sup>。その意味で言えば、環境問題に関する研究は、“外国人の社会環境学研究者の視点からみて”ということに拘るべきではないかもしれない。

しかし、いくら環境問題が普遍的問題だとしても、そのあり方や対処は、地域や国の条件に拘束されている。場合によっては、同じ問題や対処でも、地域や国によって異なったものになっている。こうした地域や国によって異なった問題に外国人の研究者は、どのようなアプローチをしたらいいのだろうか。環境問題とその対処は、専ら普遍的視点で捉えられるべきだから、外国人研究者（よそ者）と言うことは意識すべきではないという見解もあるであろう。また、逆に、ある環境問題は地域や国に拘束された個性をもった問題だから、普遍的な視点で研究されてはこまるという考えもあるであろう。特に、外国人（よ

そ者)には、理解できないし、関与はひとつの干渉に過ぎないと言う見解もあるであろう。

こうした問題意識は、環境社会学においては、環境社会学研究のあり方との関係で議論されてきた問題のひとつである<sup>5)</sup>。特に、環境問題が、その内部において衝突することが多くなり、利害調整という問題が浮き上がって来たことが原因のひとつである。被害者が加害者としての側面をもったりしていること。地域エゴのぶつかりあい、国境を越える環境被害の増大と国家主権の衝突と言う具合である。文化と文化の衝突もこれに加えられるべきである。こうした問題に対して環境社会学者が、普遍的ないしは客観的な視点から関与するのは学問にとっては自然である。しかし、地域や国の立場に立てば、こうした姿勢は、地域や国の事情を無視した研究姿勢に映るであろう。

環境社会学者は、地域や国の環境問題にどのように係われれば、地域や国にとってばかりでなく世界全体に役に立つのか。すなわち、普遍的な視点をどのように地域や国の視点と調整していくか。それは、“よそ者”が持つ可能性を普遍でもなく、かといって特定の地域や国の事情だけに拘らない方法を探ることであろう。この研究は、そのための“地図”を作るひとつの試みである。

環境社会学とは、環境問題を「社会問題」ととらえ、社会学の視点から考える学問分野である。具体的な社会問題を対象とすることから、問題解決に主眼が置かれている。したがって、政策科学的なアプローチが強くなる傾向がある。環境保全問題は、今や、国際的問題に次元をはるかに越えて人類の規模ないしは文明的規模の問題になっている<sup>6)</sup>。決して大げさな物言いではないのである。すなわち、将来における“最大の社会問題”にまで

でなっているのである。したがって、環境保全問題には、多くの要因が組み込まれることになるから、その問題解決には、多様なアプローチが模索され、実行されているのである。環境社会学も、そのアプローチのひとつである。社会と環境との相互関係を模索し、ここから、自然環境に依存しながらこれに大きな影響を与えている人間社会について研究し、具体的かつ想像しうる問題の構造を明らかにして、最適関係を模索するのを目的にする学問である。“よそ者論”とは、こうした意味を持つ環境社会学のひとつのアプローチないしは、オルタネイティブとして出されたものである。

なぜ、“よそ者論”が提起されたのか。それは、定義の問題ではなく、環境社会学研究の多様な立場とその立場が、現実との係わり合いの中で生じた問題を通して考えることができるように思われるからである。その立場のひとつに、環境問題を、居住者、生活者、被害者の視点、さらには、開発途上国の告発を支えるというのがある。すなわち、経済発展や開発に係わる問題を対象にして、これらと環境保全のどちらを優先させるのかを問う立場である。もちろん、この立場に立てば被害者優先の立場をとることになる。

この立場は、個々の環境保全問題において加害者＝環境破壊者と被害者の立場は、自明なものであり、環境社会学者は、もっぱら被害者の権利を主張すれことにあるとするものであった。日本に限って言えば、1970年代の公害問題(水俣病をはじめとする4大公害、新幹線公害、原子力発電所等施設建設問題)に対する環境保全研究の立場が、これであったといえるであろう。この場合、環境社会学は、被害者の立場に経つことによって、自らの研究を正当化することができたのであった<sup>7)</sup>。

しかし、環境保全の現場においては、こうした白黒をはっきりできるような事態はなくなってきた。なぜならば、現実の環境保全問題は、その内部において多様な環境保全問題が相互に衝突し、どちらを優先させるかという選択決定の問題になってきたからである。また、その外部との関係では、社会を発展させる経済成長や開発と環境保全との優先順位が、問題になってきたからである。また、余りにも露骨な環境破壊行為が摘発され、排除されるように法制度が整備され、白黒を簡単に選択できるような問題がなくなってきたからでもある。しかし、これら以上に、現代を支配する理念であるリベラリズムが、こうした事態をもたらしたと言える。また、その方法をもたらしたと言える。多様な差異の存在を認めれば、問題は常に対立の層に置かざるを得なくなる。しかし、現代のリベラリズムは、普遍と固有性を同時に追及する。この二面性の存在が、環境社会学の困難をもたらしているのである。

こうした二面性の存在という困難を克服するために、環境社会学には、多様なアプローチを開発してきた。そのひとつが、環境問題をリベラリズムの在り方を批判的に再生する方法との関係で理論構築する立場の出現である<sup>8)</sup>。自由を理念軸として社会のシステムを構築し、環境保全問題も、この自由の実現との関係で捉えようとする立場である。しかし、このリベラリズムは、結局のところ、1980年代以降のネオリベラリズムであるかどうかは別にして、本来的に規制や抑制に対して消極的な働きしかしないものであった。現代の歴史問題としての環境保全が、規制や抑制に重心を置かざるをえないところから、リベラリズムは、その全体的に好ましい理念であるにもかかわらず、現代の環境保全という場では、適切な理念として働く

場をもっていないといえるものであった。しかし、リベラリズムは、現代世界を支配する理念であり、あるべきリベラリズムによる環境保全という理念は、現代において益々重要性を増大させているのは明らかである<sup>9)</sup>。むしろ、環境社会学における多くのアプローチは、リベラリズムの実質化を目指すものだとと言えるくらいである。

リベラリズムのライバルとされている環境エコロジー思想<sup>10)</sup>とマルチカルチュラリズム<sup>11)</sup>も、リベラリズムに対立するものではない。どのような意味で対立的でないのだろうか。そして、そうだとしたら、リベラリズムとどのような関係をもつのだろうか。

環境エコロジー思想は、環境保全を、自然保護から環境主義への転換することを主張するものである。人間中心主義からの脱却理念ともいってもよいであろう。環境エコロジー思想は、人間を中心とした環境倫理を批判する形をとるものである。この立場の全体的特性は、第一に、各種の自然の共存、すなわち、人間以外の存在の否定の否定である。多くの生物や景観なども生存の権利があるということである。次に、現在の世代は、未来の世代の生存に責任を持つということである。次に、ヘンリー・ジョージ(1879)が表わし、バックミンスター・フラー(1963)が作り、ケネス・ポールディング(1966)が援用した宇宙船地球号<sup>12)</sup>と言う思想に見られる地球閉鎖系思想である。したがって、人間の存在は、他者との協働によるものであり、自由は制限されるべきものとする環境思想である。この立場は、リベラリズムと対抗的である。しかし、自由には多様な抑制が内在していると言う考えを取り入れれば、自由の徹底として捉えられてもおかしくはない。

環境マルチカルチュラリズムとは、多様な文化固有の環境保全論理に立って、環境保全

を主張刷る立場である。つまり、多様な文化に見られる相違を考慮しなかったり、そうであっても、一元的な環境保全を指向するアプローチを批判する立場である。徹底した差異の認識追及といってもよいかもしれない<sup>13)</sup>。このアプローチをリベラリズムの観点から見れば、現代社会におけるリベラリズムが普遍性の指向機能をもっていることから、これに逆行擦る物と捉えることができる。多様性認識はリベラリズムに逆行するというわけである。しかし、リベラリズムは、同時に多様性の存在を施行する理念である。リベラリズムが支持されなければ、文化的多様性は維持できないからである。

このように、環境保全問題の多様な現代的アプローチは、その前提にリベラリズムの優越という世界史の中で、方法的に白黒を決着できない混迷に嵌っている。あちら立てれば、こちら立たずという混迷である。この混迷を克服し、場合によっては、その可能性を広げ、さらに、そのための有用な課題を提起するアプローチの範型が“よそ者論”である。

筆者が、“よそ者論”に対して持つ関心は、環境保全問題の多様性をリベラリズムの持つ普遍性と固有性とを調整しながら、ひとつのあるべきアプローチを生むという可能性についてである。

先に述べたように筆者が、啓発を受けた論文のひとつに鬼頭秀一による一連の論文に見られる「よそ者論」がある<sup>14)</sup>。鬼頭の作品の視点は、環境保全は、「よそ者」の働きかけによって問題地域の住民が環境保全への必要を自覚し、これに基づいて環境保全を自覚的かつ主体的に実行するものである。さらに、地域による自己決定を「よそ者」との協働を行い、リベラリズムに基づく倫理的基準を取り込み、環境保全に関する自己決定を追求することに、何が貢献できるかを考えるこ

とである。

「よそ者論」の貢献は、多くあるが、そのひとつは、環境保全問題に競合する価値の選択に拘泥する状況から環境社会学を解放したことにある。環境社会学において自明のアプローチであった生活環境主義は、環境保全の価値選択が容易な時代の知的対応であった。しかし、現代社会の展開は、あらゆる価値の相対状況を出現させ、あらゆる認識は、相対性以上の意味しか持たなくなった。たとえば、生活環境主義が主張する生活環境の保全のための開発が特定の地域の生活環境保全と衝突することが生じたとしよう。この場合、生活環境主義の視点からは、相対的価値の選択にぶつかることになる。さらに、伝統的な生活環境と現代的な生活環境とが、現実の生活において衝突する場合がある。この場合、伝統的な生活環境を必ずしも選択することが賢明でない場合もある。もちろん、反対の場合もある。しかし、問題なのは、選択のための多様な価値を、選択のために提起できなくなると言うことである。選択基準が単純な状況では、一定の立場に立つことは容易であるが、価値の重層状況では単純な選択は不可能である。この選択のための選択基準を構築することに「よそ者論」は、有効な働きをするということである。なぜならば、「地元」であれ、「特定立場」であれ、「よそ者論」は、「協働」を必然とするからである<sup>15)</sup>。違った表現をすると、多様な価値観や主観を相互に交錯させることによって「価値ないしは視点の選択のための間主観性」を実現できるからである。

例えば、大連市の水資源・用水管理条例を「地元」の決定という視点にだけで考えてみよう。つまり、これは、中国ないしはその地方としての大連市の問題で、国際的問題としての側面があるものの、「地元」の問題で

あるから、他者の関与は忌避されるべきだとする見解がでてきそうである。忌避されないまでも、国内問題そのものへの関与は避けるべきとの自制も働くであろう。この地元主義とでもいうべきアプローチで問題は解決されるだろうか。また、解決に良いアイデアをもたらすだろうか。環境保全問題が普遍的問題だからではなく、地域や国に固有な問題であっても、その解決に普遍的な視点は有効である。つまり、地元の問題を批判的に超えてゆくためには、「よそ者の力」を借りることが、地元の問題の解決に役に立つという現実があるのである。

「よそ者論」が批判することは、「地元」(地域や国)と「よそ者」を対立的に捉えて「地元」の環境問題に「地元」の独占を主張し、他者の排除を行うことである。反対に「よそ者論」は、「地元」と「よそ者」との協働によって、「地元」の固有性を軸にした普遍的な環境保全政策を確立し、実行しようと主張するものである。しかし、現在になってみると「よそ者論」にも問題があることが判って来た。そのうちのひとつが、「よそ者」の姿勢の問題である。「よそ者」の環境保全に関する姿勢の問題である。「よそ者」が、必ずしも地域や国、さらには、環境保全に適切な理解力をもっていないからである。この点を検証する理論的装置が、「よそ者論」には不明だということである。ここには、普遍主義そのものの物神化や暗黙の支持の前提があるのではないのだろうか。これは「よそ者論」を超える見解の提起を示唆するものといえる。「よそ者論」は、一方で、「地元」の自己決定の重要性と可能性を指向するものである。したがって、問題は、この「地元」の自己決定に「よそ者」がどのように貢献するかの方法を検討することの必要を提起することに意義があるのではないのだろうか。

## (2) 「地方人民法」(大連水資源管理・用水管理条例)全体に見られる問題

このふたつの条例の背後にある環境保全政策上の問題は、広い意味での中国における環境破壊の拡大である。特に、都市における水資源の浪費と水質汚染の拡大である。多くの環境保全の専門家や研究者が指摘するように、しかし、これらは、広義の管理政策の失敗によってより大きな問題として立ち現われている。少し過激な論者であるピヨルン・ロンボルグが指摘する“量の多寡よりもアクセスの問題”ということに含まれる“管理”の問題である<sup>16)</sup>。“この顕著な事例が、水資源や水質汚染に関する「中央政府・地方政府・共産党との管理に関する協働・連携の失敗」である。中国の場合、中央政府の法的、政治的指示が地方や工場主によって遵守されていないことがこの事例である。また、この背後にありその中心でもある共産党との連携不足である。したがって、中国における水資源と水質汚染の問題は、量や質の改善も含めて管理の問題として議論することが先行されるべきであろう。実際、中国は、エリザベス・C・エコノミーが指摘するように、“水資源については、ブラジル・ロシア・カナダに続き世界で4番目に水資源に恵まれている国である。しかし、需要の急増や非効率的な消費、汚染や水資源が公平に供給されていないために、国内660都市のうち三分の二が必要量を確保できず、110都市が深刻な水不足に直面している”という具合である<sup>17)</sup>。紛れもなく「管理の失敗」である。この管理の失敗が、中央政府と地方政府との協働・連携の失敗であり、このふたつの条例の基層にある問題のひとつなのである。

「大連市水資源管理条例」第2条は、この条例が、「中華人民共和国水法」に基づき制定されたとしている。また、「大連市都市給

水用水管理条例」第1条も「中華人民共和國水法」、國務院「都市給水条例」、國務院建設部により制定された「都市節約用水管理規定」等の法律ならびに規則にその制定の根拠を置いている。ふたつの条例のいずれも国家法の下での条例制定という形をとっている。このかたちは特別の者ではない。問題は、エリザベス・C・エコノミーの指摘するような中央政府の指示に地方政府が従がわない、ないしは、遅れた対応しかしないことである<sup>18)</sup>。もちろん、水資源の有効利用と水環境の保全との問題についての中央政府と地方政府との関係にある問題は、“協働・連携の不足”ばかりではない。しかし、多くの国の中央政府と地方政府と関係にあるこうした問題は、有効な管理を実現するために克服しなければならない問題であり、条例が抱える最も大きな問題といわざるを得ない。本来ならば、ふたつの条例の制定過程を追いながら、この問題に対する中国における中央政府と地方政府との関係を明らかにし、そこに見出だされる特質を検討するのが常套である。しかしながら、制定過程に関する資料の収集は、今のところ十分に収集されていない。幸いに、現在、大連市に居住していることから資料の収集に努力をしている。したがって、今回の論文は、問題点の指摘、しかも、それは、問題の外縁を述べるものに過ぎないことを指摘しておきたい。

環境保全に関する中国の政治指導層の考えは、環境の悪化が、経済環境に間接的に与える影響を危惧しているようである。経済活動が環境に与える影響よりも、環境の悪化が経済活動に与える影響を心配しているということである。ここで、もう一度、エリザベス・C・エコノミーの指摘を引用すると“中国の指導層は、環境問題が経済成長にどのような影響を与えるか大いに心配している。内外の

複数の研究によると、環境の悪化と汚染は、毎年、国内生産の8～12%相当のコストを中国経済に強いている”からである<sup>19)</sup>。当然、環境の悪化と経済的負担とが負のスパイラルに入れば、社会の不安も高まってくる。抗議の数も増え、抗議の大規模化も危惧されてくるであろう。

中央政府は、環境保護の必要性を認識して、環境保護への投資拡大、汚染やエネルギーの量を抑える目標の設定、環境保全・改善技術の開発の資金の積極的投入を始めている。また、エリザベス・C・エコノミーの指摘を引用すると“中央政府は、2005年に壮大な次期5ヶ年計画を発表し、10年までに国内の電力エネルギーの10%を再生可能なエネルギー源で生産し……”という具合に成長抑制政策を発表した<sup>20)</sup>。問題は、その実現である。つまり、中央政府の政策は、達成困難な状況に落ちっており、これに地方政府の認識の欠如や実行力の不足が深く関わっているということである。

ここで問題になるのが、中国における「中央政府・地方政府・共産党という三極構造」の関係である。なぜならば、地方分権が高度に進んだ中国の行政システムが、環境保全問題全般への取り組みをさまざまにしているという見解が多いからである。特に、地方政府が、環境保全に力をいれる動機をほとんど持っていないとの指摘が多々みられるからである。たとえば、水道料金は、多くの都市では、コストの20%に抑えられている。したがって、経済成長を優先する地方政府は、安い水道料金のために効率的な水利用という動機をもつ条件にない。また、水資源の汚染に対する罰金額も少なく、コストのかかる処理技術や装置を導入する動機にかけている。この他に、政治的ないしは経済的な癒着関係の存在も、こうした事態を招いていると言われている。

地方政府が、環境保全問題全般への取り組みをさまたげている、ないしは、実施する仕組みが欠けているとの指摘を検証し、問題提起の意味を確認するために中央政府・地方政府・共産党との関係を、行政面に限定して簡単に説明しておこう。

中国の中央行政制度は、国家行政機関の構成、体制、権限、活動様式など一連の規則と慣例から成り立っている。中華人民共和国の中央行政制度は、全国人民代表大会の体制の下での中央行政機関とその機関の下部機関である地方各級行政機関から構成されている。中央行政機関は、中華人民共和国国務院である。国務院は国の最高の行政機関である。中国の地方行政は、「全国人民代表大会」・「国務院（中央人民政府）」・「最高人民法院」・「最高人民検察院」という中央機構とそれぞれの地方機構によってなっている（憲法第57条、第81条、第85条、第93条、第123条、第129条）。その行政地方は、基本的に省級、地級、県級、郷級の4つのレベルに分けられる（憲法第30条）。「省級地方」は、2007年現在、33の省級地方から構成されている。これには、22の省の他に、4の直轄市（北京、天津、上海、重慶）、5の民族自治区（内蒙古、広西壮族、チベット〔西藏〕、寧夏回族、新疆ウイグル）および二の特別行政区（香港特別行政区、マカオ特別行政区）が含まれている。ちなみに、大連市は、これら省級のひとつである遼寧省にある。この級の下位にあるのが331の「地級地方」である。地級地方は、自治州、地級市（市轄区や県を管理できる）、そして直轄市の市轄区がある。この級の下位にあるのが、2126の「県級地方」である。「県級地方」は、県、自治県、県級市（市轄区や県を管理しない）や地級市の市轄区などから成る。その下位にあるのが45,462の「郷級地方」である。農村漁村地域における末端の

地方である「郷級地方」には、郷、民族郷、鎮がある。別に、「民族自治区域」（各少数民族が集中して居住している区域）は、民族自治区域として区域自治を実行し、自治機関を設置し、自治権を行使することとされている。特に、これらの各民族自治区域は、中華人民共和国から分離できない部分だと規定されている。

政府中央と地方政府とその権限関係について、憲法が原則的に規定している。中央政府と地方政府との権限関係の原則は、中央政府の統一した指導の下における地方政府の自立を、いかに積極的に発揮するか、調整するかに貫けられている。この制度的関係の具体的存在のひとつが、「地方人民代表大会」である。「地方人民代表大会」は、地方の人民が主権を行使する権力機関として位置づけられている。これらの大会は、省級、地級、県級、郷級に存在する。なお、「地区」や「街道」は、それぞれ省・自治区、市轄区・市の出先機関であり、人民代表大会は存在しないが、地区には省級人民代表大会の出先機関である「地区委員会」が設置され、省級人民代表大会で決定された事項について下級人民代表大会への指導等を行っている。「地方人民代表大会」の権能は、主として、予算や経済計画などを決定する「決定権」・同級の地方人民政府の幹部や検察、法院の幹部の選出と罷免・一級上の人民代表大会の代表の選出と罷免・地方人民政府や検察院、法院等を監督する「監督権」・地方性法規を制定する「立法権」がある（憲法第96条、第97条、第99条、第100条）。

この制度的関係もうひとつの具体的事例が、「地方人民政府」である。この機関は、地方人民代表大会の執行機関であり、行政機関である。人民政府は同級の地方人民代表大会と一級上の行政機関（省級であれば国務

院)に責任を負う。その権限の主なものは、予算と経済計画の執行・同級の人民代表大会の決議と上級の行政機関の命令等の執行・県級以上の人民政府は、下級の人民政府を指導し、不適当な命令等を取り消す等である。具体的には、福祉、衛生、教育、交通などのあらゆる分野の行政が人民政府により行われている(憲法第105条、第107条、第108条)。組織としては、省では、一般に財政庁、民政庁、公安庁等の庁、経済委員会、農業委員会等の委員会、人事局、水産局等の局がある。直轄市では、省と異なり局と委員会が多い。これらの組織は、国務院、上級の人民政府の組織とほぼ対応した関係になっている。中央集権制による上下関係が存在する(第106条)。

しかし、中国の場合には、共産党との関係が考慮されなければならない。言うまでもなく、中国は、共産党の一元支配下にある社会主義国である。その統治制度においては、党が国家に優越している。党の国家に対する優越は、地方の統治機構においても貫徹されている。つまり党機構が、中央から地方まで国家機構と並行して存在しており、どのレベルにおいても党委員会などの党組織が国家機構を指揮することになっている。軍における軍事部門と党部門の並存と同じ仕組みに貫かれているのと同様である。

この行政システムは、立法制度にも反映されている。中国における立法は、特定の主体が一定の権限と手続きに基づき、一定の技術を運用して、制定、認可、改正する法律を制定する活動をいう。立法システムの原則は、中央が統一的に指導する。一定の分権があり、各クラスの立法が共存する。したがって、多様な種類の立法が結合する立法権限の区分システムといえるものである。中国の立法には、全国人民代表大会と常務委員会によ

る立法、国務院と関連部門による立法、一般地方の立法、民族自治地方の立法、経済特区の立法および特別行政区の立法などが含まれる。地方立法は特定の地方国家権力機関が、法律にしたがって、当該行政区域の範囲を超えない規範的な法律文書を作成・変更することの総称である。地方立法は、国家の立法体系中における重要な部分を構成している。細目では、普通の地方立法、民族自治地方の立法と特別行政区の地方立法によって構成される<sup>21)</sup>。

これら地方立法の意義については多様な理解と批判があるが、中国の地方立法のもつ意味について、三つの捉え方について見解が出されている。ひとつは、地方立法を、国家権力機関の活動としか見ない捉え方がある。すなわち、地方立法の主体をすべての地方国家機関によるものだとする捉え方である。もうひとつは、地方立法を、国家法の実質的中央制定や修正の作業として捉え方である。すなわち、すべての政府機関の規範的文書を地方立法として表現するものだという捉え方である。もうひとつは、地方立法の行政区域の範囲や法律の効力の範囲を、省レベルに限定するか、県レベルにまで拡大すると言う視点からの捉え方である。こうした議論があるものの地方立法の役割は、以下のように総括し、行政と立法から中央政府と地方政府との以下のような関係が打ち出されてくる。第一に、地方立法は、国家法の欠陥あるいは運用しにくいところを補完し運用を支援するものである。第二に、中央の立法が独自に解決できない、あるいは当分中央立法が解決するには不適な問題を解決する。第三に、地方立法が解決すべきさまざまな問題を自主的に解決する。例えば、地方固有の河川や湖の水利管理、ダムの保護、自然環境と都市環境の保護等の地方立法で解決する必要のある問題。第

四に、中国社会の人治から法治への転換を地方から促す為である。中国の地方立法の発展は、中国における法の支配を促進させる契機になるということである。

このように中国における中央政府と地方政府との関係にある課題を発見するために、中国の行政並びに立法を紹介並びに検討を行ってきた。これは、問題の素材が、地方条例だからである。ではここにどのような課題が発見されたのであろうか。以下、この課題を「地方立法」に内在する中央政府と地方政府との関係性から探してみよう。そして、結論でも述べるように、これに「よそ者」がどのように係わるべきなのだろうかを結論として検討したい。

地方政府は疑いもなく、自らの特性をもっている。しかし、国家の全体としての政治に適合しなければならない。つまり、中央政府からの自由と中央政府への適合という二面性をもっていることである。これは、中央政府と地方政府との関係の本質として、程度の如何に関係なく世界に共通する問題でもある。しかし、同時にこの二面性の内容は、全ての国家において異なっているといっても差し支えない。この差異の特性を探るのが、ここでの作業である。筆者は、中国におけるこの関係の特性は、「中央政府・地方政府・共産党」三極構造がもたらす“三つの権力が相互に共鳴して政策の実行を曖昧にする”ことにあると考えている<sup>22)</sup>。

この三極構造で注目すべきことは、中国共産党の位置と作用であろう。いうまでもなく、中国共産党とは、中華人民共和国の政権政党であり、事実上の一党独裁形態を有する党である。公式には、中国労働者階級と中国人民と中華民族の前衛隊である。また、中国的な特色を有した社会主義事業を指導する核心でもある。さらには、中国の生産力発展

を要求する代表であり、中国の先進的な文化の前進方向を代表し、中国のもっとも広範な人民の根本的な利益を代表する。こうした共産党は、中華人民共和国憲法において“中華人民共和国を指導する政党”と明記されている。したがって、中華人民共和国の政治は、共産党一党制の社会主義国体制で行われている。すなわち、中国の国家権力は、共産党、中央政府と地方政府によって行使されている。共産党委員会の決定は、地方及び全国の人民代表大会選挙で適切な候補者を選択する際、大きな役割を果たしているから、共産党が政治の中心であるかとは解る。

中国においては、1980年代に中央政府から地方政府への権限の委譲が多くおこなわれた。これは、中央政府の権力の行使をより困難なものにした。例えば、鄧小平は、中国の国家主席や中国共産党の総書記になったことはなかった。しかし、彼は10年間に渡って中国の指導者であった。もちろん、今日では、中国の指導者の権限はより制度的な基盤に基づいているが、この曖昧な権力構造は、中国の統治制度における共産党の隠然たる影響力の存在と統治の特殊性を示すものであろう。一部の中国人は、国内の大変動によって共産党がコントロールを失って混乱に陥ることを恐れ、政治的变化を促す圧力の増加に対抗するため、強固な監視、管理システムを築くべきであると考えている。これは、他方で中央政府と地方政府の権力への関与若しくは影響力の強さを示すものであろう。この力が、三極構造の基本であり、全体として中国の権力構造を“三つの権力が相互に共鳴して政策の実行を曖昧にする”ことになっている。この構造の中で、中国における環境保全への対処が行われている。地方政府が、深刻な環境汚染を見逃してきたこと。地方政府の役人が、環境保護のための資金を流用してきたこと。

地方政府が、環境悪化に説明責任を果たしてこないことが多々あったこと。これらの問題に、この三極構造が無関係であったとはいえないであろう。これは、こうした政治並びに統治文化のあり方と環境保全問題の深い係わりを暗示するものである。

## 結論－「問題」の解決と「よそ者論」

本条例についての研究を「よそ者論」から見る意義は、「地元」の環境保全政策を、「地元」の自己決定を尊重しながら、その解決のために普遍的理解をどのように取り入れ、最適の協働決定を行う理論的枠組み作りだとしてきた。その「地元」の特質として、この政策と条例が、“三つの権力が相互に共鳴して政策の実行を曖昧にする”中国の政治・統治文化を背景にしたものだと指摘した。特に、「大連市水資源管理」条例第1条、「大連市都市給水用水管理条例」第1条が、この問題を提起する材料であるとした。いずれも、中央政府と地方政府、さらには、ここでは明らかにされていないが共産党との関係を示唆するものとした。こうした国内的問題、さらには、“三つの権力が相互に共鳴して政策の実行を曖昧にする”中国の政治・統治文化を背景にした環境保全に「よそ者」は、「よそ者論」の目的の趣旨を実現するためにどのような姿勢を取るべきだろうか。

「よそ者」とは、中国以外の者、すなわち外国人の研究者や組織である。中国政府は、環境保全に関する地方政府や中央政府自体の能力の限界があることから、国際社会の協力を重要視してきている。特に、中国経済の進展に大きな役割を果たしてきた多国籍企業の環境汚染に対し、厳しい規制と監視を行い、そのために国際的協力を重視はしている。しかし、これは、国内企業の環境汚染を隠蔽す

る側面が多く、外国の関与は可能な限り排除の姿勢をとっている。「よそ者」には、否定的な立場を固守している。

しかし、環境保全政策は、現代を支配するリベラリズムの実現としてでしか意味を持たない。環境保全は、自由な論争の連続の一過程で、しかも、暫定的にしか実現できないものである。最適の環境保全へ向けて永遠の努力を持続しなければならないものである。異なった言い方をすれば、環境保全とは永遠の人間の営みであり、自由を要件としなければ成り立たない運動とも言える。「よそ者」の貢献のひとつは、環境保全問題には、競合する多様な価値が存在し、現実の問題解決は、自覚的な価値選択に依存し、しかも、その妥当性は、暫定的なものに過ぎないと明らかにしたことである。「よそ者」は、現場に位置して、現場で活動する必要はない。「地元」の問題とその解決に、多様な選択の視点を提供すれば、その役割は終るのである。地元の問題から、離れた地点で地元の問題を見るのは「よそ者」しかいない。「地元」での論争に第三の視点を提供するのが「よそ者」の役割だとしたら、「地元」は、この役割を否定したり、軽視すべきではない。なぜなら、環境問題は、この例でいえば“三つの権力が相互に共鳴して政策の実行を曖昧にする”だけでは解決しないからである。「よそ者」は、この役割を強く意識しなければならない。

いいかえれば、「地元」が何をなすべきかを一切決めないことである。「地元」と「よそ者」の役割を明確に分け、「よそ者」は必要なオプションを機会として提供することにとどめることである<sup>23)</sup>。

## [注]

- 1) 環境保全問題は、地域性と普遍性という両義的性質を持っている。研究者は、この両面を上手に繋げそして捌く必要がある。中国の自然環境問題、並びに、その管理の問題を考える場合、中国の政策構造の固有性を考慮しなければならない。趙宏偉. 中国の重層集権体制と経済発展. 東京大学出版会. 1998, p.57-105; 唐亮. 変貌する中国政治—漸進路線と民主化. 東京大学出版会. 2001, p.11-47.
- 2) ここでの趣旨は、環境問題が普遍的問題だからといって、世界全体ないしは人間全体の問題だとして、環境破壊を行なっている国家や企業への責任をばやかすべきでないとの主張である。国際法において、重大且つ大規模な人権侵害に対して新しい“干渉する責任”という考え方が主張されている。たとえば、米田. 高橋. “国際安全保障とコアリション：国際法学、軍事学、国際政治学の視点から(1)”。中央学院大学社会システム研究所紀要. 第9巻第1号の注36)で引用された考え方と引用論文を参照。こうした国際法上の権利を積極的な責任として捉えるもうひとつの考え方(「保護する責任」)として Evans, Gareth, Mohamed, Sahnoun. “The Responsibility to Protect”. *Foreign Affairs*. Nov/Dec 2002, Vol.81, 6, p.99-110.
- 3) 「よそ者」論の提唱者は、鬼頭秀一である。著者が知りえた代表的論文は、以下のとおりである。  
鬼頭秀一. “環境思想の多様な展開”. 環境思想の系譜3. 東海大学出版会. 1995, 283p.  
———. ちくま新書 自然保護を問いなおす——環境倫理とネットワーク. 筑摩書房. 1996, p.254.  
———. 環境運動／環境理念研究における『よそ者』論の射程——諫早湾と奄美大島の『自然の権利』訴訟の事例を中心に. 環境社会科学研究. 第4巻, p.44-59.  
———. “アマミノクロウサギの『権利』という逆説”. 鬼頭秀一編. 講座人間と環境12 環境の豊かさをもとめて——理念と運動. 昭和堂. 1999, p.30-53.

- . “環境(的)正義論”. アジア・太平洋の環境・開発・文化. 日本学術振興会未来開拓大塚プロジェクト事務局編, p.36-42; ついでに、環境社会科学研究にとって重要な示唆を与えてくれた著作としてジョン・A・ハニガン. 環境社会学—社会構築主義的観点から. 松野弘監訳. ミネルヴァ書房. 2007, 1-303pを挙げておきたい。  
この理論の意義を中国の環境保全政策について考えると、外国人研究者のみならず、NGO、NPOによる参加の問題を批判的に考える上で有効であろう。
- 4) 水環境管理問題は、社会科学の各分野で固有また普遍的な問題として検討されているが、管理に関する専門分野としての国際法分野の研究に注目する必要がある。なぜなら、環境保全は、国際協力として行われなければならないからであり、国際法はこのための唯一のメディアと呼んでもよいものだからである。この点で本研究所の米田富太郎客員教授に以下の文献の紹介をいただいた。本書は、水環境管理の国際的性質と協力の必要を実証的に研究する上で示唆に富んだ大分の文献であった。筆者の手におえる資料ではないが、参考文献として指摘しておくに足りるものである。Hilal, Elver. *Peaceful Uses of International Rivers: The Euphrates and Tigris Rivers Dispute*. Richard, Falk. ed., Transnational Publishers, Inc., 2000, xxxvii, 504p.
  - 5) 大澤真幸. “〈自由な社会〉の条件と課題”. 岩波講座現代社会学26 社会構想の社会学. 吉見俊哉他編. 岩波書店, 1996, p.113-49.
  - 6) 松井孝典. 岩波新書 宇宙人としての生き方—アストロバイオロジーへの招待—. 岩波書店. 2003, p.60-79.
  - 7) 被害者論の立場に立ち、被害者の救済を環境社会学の重要な目的とする論者に嘉田由紀子がいる。嘉田由紀子. 生活世界の環境学——琵琶湖からのメッセージ. 農山漁村文化協会. 1995.  
———. “生活実践からつむぎ出される重層的な所有観——余呉湖周辺の共有資源の利用と所有”. 環境社会科学研究. 第3号(1997). P.72-83.  
———. “9 環境社会学”. 環境学入門. 植

- 田和弘他編. 岩波書店. 2002, p.232。  
 ———, 共感する環境学. 嘉田由紀子他編. ミネルバ書房. 2002, p.250。
- 8) 前掲、大澤 (5) がこの立場の代表的な研究者であろう。リベラリズムとは、社会構築や実践において自由を基軸として評価したり唱導する社会・政治的姿勢を意味する。しかし、これ以上に重要な姿勢は、他者との協働という姿勢であろう。
- 9) 大澤真幸. “自由の牢獄—リベラリズムを越えて”. アステイオン. TBS ブリタニカ. 第49号 (1996), p.68-99。
- 10) エコロジー思想の展開は、従来の現存する人間を中心とした環境倫理への批判として提起されたものといえる。Dobson, Andrew. *The Green Reader: Essays Toward a Sustainable Society*, Mercury House. 1991 (邦訳は、A. ドブソン編著. シリーズ：環境・エコロジー・人間—1：原典で読み解く環境思想入門—グリーン・リーダー. ミネルヴァ書房. 1999, 310p；加藤尚武. 丸善ライブラリー 新環境倫理学のすすめ. 丸善. 2005, 215p。特に、1970年前半に登場した“自然の権利”を主張するラディカルなエコロジー思想には注目すべき本質的思想や方向性が含まれている。たとえば、P. シンガーの“動物開放論”、Ch.D. ストーンの“自然物の当事者適格”、A. ネスの“ディープ・エコロジー”論がある。これとは、異なる方向性を有しながら、ラジカル性を持つ思想として、K.S. シュレーダー等の“世代間倫理”思想がある。この点、米田富太郎客員教授より Edith Brown Weiss. *In Fairness to Future Generation: International Law, Common Patrimony, and Intergenerational Equity*. Richard Falk, ed., the U.N. Univ. Press. 1989, x xix, 1-385p の紹介を受けた。
- 11) Tayler, Charles 他. “承認をめぐる政治”. マルチカルチュラルリズム. 佐々木毅他訳. 岩波書店. 1996, p.37-110。
- 12) 経済学者ケネス・E・ボールディングには、“来たるべき宇宙船地球号の経済学 (The Economics of the Coming Spaceship Earth)” というエッセイがあるが、宇宙線地球号“とは、このエッセイのタイトルであった。その意味は、未来の“閉じた経済”には無限の資源は
- なく、人間は循環する生態系やシステムの中にいることを理解しなければならないと言う指摘で、現代的な環境認識の象徴的言説といえる；オギュスタン・ベルク. 地球と存在の哲学—環境倫理を越えて. 篠田勝英訳. 筑摩書房. 1996, p.254。
- 13) 桑子敏雄. 講談社学術文庫 環境の哲学——日本の思想を現代に活かす. 講談社. 1999, 310p。
- 14) 鬼頭の基本的思想や方向性は、「よそ者」の働きによって「地元」が環境との関係を自覚させることにあるように見える。特に、環境保全に関する「地元」の自覚の必要を提起することにある。要は、「地元」と「よそ者」との協働の必要性と可能性を提示したことにある。
- 15) しかし、「よそ者」論にも問題がないわけではない。たとえば、筆者が中国でのフィールドワークを行った際の反省であるが、いつのまにか「地元」の視点で対象を見なくなってしまったことである。これは「よそ者」論自体の欠陥ではないが、「よそ者」として持つべき視点を忘れがちになってしまったということである。協働すればするほどこの危険が大きくなっていくことを体験した。「地元」と「よそ者」との関係を調整として捉えてしまうことの危険ともいえる。人類学では、既に克服された議論と聞いている。太田好信, トランスポジションの思想——文化人類学の再創造. 世界思想社. 1998, 284p。  
 ——— “人類学と脱植民地化”. 現代人類学の射程. 岩波書店. 2003, 261-270p。
- 16) 環境保全は、事実の科学的実証と管理の最適性の発見という政策構想とその実行との連携によって可能になる。環境社会学研究は、その管理について研究するのが重要な役割である。環境保全問題に関する管理の意義を学んだ著作としてビヨルン・ロンボルグ. 環境危機をあおってはいけない：地球環境のホントの実態. 山形浩夫訳. 文芸春秋社. 2003, 1-671p。
- 17) エリザベス・C・エコノミー. “中国の環境破壊はなぜとまらないか”. 論座, 2007, 11, p.265-266；小島麗逸. “環境問題の所在、環境政策史”, 二渡了. “産業構造と環境負荷”.

- 小島麗逸編. 現代中国の構造変動——環境—成長への制約となるか；東京大学出版会. 2000, p.3-65, 67-102；財団法人国際開発高等教育機構国際開発センター編. *International Development and the Environmental in China* (中国における政府機構改革・環境・開発). 2003, 5-207p；邵永裕. “中国の水資源・水環境問題の現状と対策”. *世界経済評論*. 第52巻第9号(2008), p.40-49.
- 18) 前掲17) エリザベス、p.271-274。
- 19) 前掲17) エリザベス、p.268。
- 20) 前掲17) エリザベス、p.268-269。
- 21); <http://Japanese.china.org.cn/ri-zhengzi/1.htm> (accessed2008-01-14; CIA-The world Factbook-china, <https://cia.gov/library/publications/the-world-fact-book/print/ch.html> (accessed2008-01-14).
- 22) 高原明生. “中国共産党と市場経済化—党・国家、党=企業関係と中央=地方関係の展開—”. *立教法学*、第52号(1999), p.163-185；菱田雅春. “現代中国の社会変動をどう捉えるか”. *現代中国の構造変動—社会—国家との共棲関係* 5. 菱田雅春編. 東京大学出版会. 2000, p.3-17；唐亮. *現代中国の党政関係* 治. 慶應義塾大学出版会. 1997, 1-289p；天兒慧. “中央と地方の政治動態”、吳国光. “地方主義の発展と政治統制、制度退行”、趙宏偉. “省党委員会初期の権力”、唐亮. “省指導体制の人事による中央統制”、竜口太郎. “党軍関係と中央統制の物理的基礎”. *現代中国の構造変動* 4——政治—中央と地方の構図. 天兒慧編. 東京大学出版会 2000, p.3-35, 39-59, 133-166, 249-274, 275-304。
- 23) 野田直人. “参加型開発の再確認と外部者の役割”. *平和・コミュニティ研究*. 立教大学平和・コミュニティ研究機構編. 唯学書房. No.3 (2007), p.24-33。